

**沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設
うるま地区内賃貸工場（空き工場）の売払いに係る募集要綱**

（趣旨）

第1条 この要綱は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設うるま地区内賃貸工場売払要領（以下「売払要領」という。）第2条第1項第5号で定める空き工場（以下「空き工場」という。）について、同要領第6条第1項第2号に該当する譲受者（以下「譲受者」という。）への売払いに係る募集に関し、同要領第8条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（譲受者資格要件）

第2条 譲受者の資格要件は、次の(1)から(4)に定める要件をすべて満たすほか、原則として(5)を満たす者とする。

- (1) 青色申告書を提出する法人であること。
- (2) 貿易若しくはこれに関連する事業、又はこれらの事業を行うために必要な事業を行う者であること。
- (3) 工場の売買代金の支払い能力、機械等の整備資金及び事業資金の調達能力を有しているものであること。
- (4) 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の公害に対して、十分な公害防止対策が可能な者であること。
- (5) 国際物流拠点産業の振興に寄与すると認められる製造業を営む者であること。

（募集方法等）

第3条 譲受の募集は、原則として公募によるものとする。

2 公募の広報は、県広報媒体等を通じて行うものとする。

（譲受申込みの方法）

第4条 空き工場の譲受の申込みをする者（以下「譲受申込者」という。）は、国際物流拠点産業集積地域内施設うるま地区内賃貸工場（空き工場）譲受申込書（第1号様式）に次の関係資料を添えて行うものとする。

- (1) 定款
- (2) 履歴事項全部証明書
- (3) 役員履歴書
- (4) 購入申込みについて審議した議事録の写し（工場購入の理由、用途及び資金計画等）
- (5) 会社概要書（営業案内書）

- (6) 直近4年間の税務申告書（決算書を含む）
- (7) 直近3年間の法人税、法人事業税及び固定資産税の納税証明書
- (8) 直近3年間の法人事業概況書
- (9) 組織図（立地前・立地後）
- (10) 見積書（附属設備・機械等の設備投資に係るもの）
- (11) 残高証明書（預金・借入）
- (12) 金融機関等の内諾等を証明する書面

（譲受者の選考）

第5条 知事は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設うるま地区内賃貸工場（空き工場）の売払いに係る選考審査要領に基づき、譲受申込者の選考を行い、譲受者を内定するものとする。

2 譲受者の選考基準は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 経営状況の堅実性
- (2) 経営状況が堅実であること。
- (3) 計画の確実性
- (4) 事業計画が遂行可能な資金計画を有していること。
- (5) 貿易との関連性
- (6) 国際物流拠点産業の振興に寄与する者であること。
- (7) 空港又は港湾の利用度
- (8) 空港又は港湾を有効に活用するものであること。
- (9) 県経済への波及効果
- (10) 企業立地により、県内産業への波及効果が期待されるとともに、相当数の新規雇用者の増が見込まれること。なお、県内企業の移転の場合は、産業の高度化等が図られること。

3 前項の審査にあたっては、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の財務に関し専門的知識を有する者から意見聴取等を行うものとする。

（補則）

第6条 この要綱に定めがない事項については、商工労働部長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和5年11月30日から施行する。

附 則

2 この要綱は、令和6年6月7日から施行する。